

農業所得調査等団体補助金

概要

市内農業者の農業所得に関する諸業務を円滑に推進するため、農業所得調査等団体に対し運営費の補助を行うことにより安定的な運営を図る。

対象者

江丹別税対策協議会
永山町農民同盟
JA東旭川税対策協議会
東鷹栖農民連盟
神楽農業所得事務協議会

対象事業／対象経費

市内農業者の農業所得に関して必要な調査、協議及び税申告に関する諸業務に係る事務費、会議費、人件費及び旅費

補助率(上限など)

補助対象経費の2分の1以内

その他

連絡先 農政課 農政係 電話 0166-25-7417 メール nousei@city.asahikawa.lg.jp

農業者団体等研修支援補助金

概要

農業青年団体，農村女性団体が実施する研修や婚活等に係る経費を助成します。

対象者

農業青年団体，農村女性
団体

対象事業／対象経費

農業青年団体，農村女性
団体が実施する研修や婚
活等に係る経費

補助率(上限など)

- ◆対象経費の50%以内
(千円未満切り捨て)
- ◆限度額8万円(年度内)

その他

農業研修生住宅費助成事業補助金

概要

農業研修生が賃借した住宅の家賃に対して助成します。

対象者

農業研修中の市の就農計画認定者で、賃貸住宅の契約者本人

対象事業／対象経費

賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の額

補助率(上限など)

- ◆対象経費の50%以内
(千円未満切り捨て)
- ◆月限度額2万5千円

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき農業研修を受ける者のみが対象です。

農業研修施設整備推進事業補助金

概要

市内農協等が、農業研修用として整備するハウス等の購入費に対して助成します。

対象者

市の就農計画認定者の農業研修用として営農設備等を整備する農業団体等

対象事業／対象経費

農業研修用施設等購入費
施設設置農地の賃借料
施設設置農地の改良費等

補助率(上限など)

◆対象経費の30%以内
(千円未満切り捨て)

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき農業研修を受ける者の研修施設のみが対象です。

新規就農者農地等賃借料助成補助金

概要

新規就農者の農地等の賃借料に対して助成します。

対象者

営農5年以内の新規就農した市の就農計画認定者

対象事業／対象経費

農用地, 農業用施設・設備・機械の賃借料
農業用設備・機械のリース料

補助率(上限など)

- ◆対象経費の30%以内
(千円未満切り捨て)
- ◆限度額20万円(年度内)

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。

新規就農者営農開始支援補助金

概要

新規就農者の機械施設等の購入費に対して助成します。

対象者

営農5年以内の新規就農した市の就農計画認定者

対象事業／対象経費

営農に直接必要な機械、施設等の購入費
施設の改修、修繕費
土地の改良、造成費等

補助率(上限など)

- ◆対象経費の30%以内
(千円未満切り捨て)
- ◆累計限度額300万円
(5年度以内)

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。

新規就農者の飛躍を後押しする補助金

概要

就農6～10年目の新規就農者が実施する経営発展の取組に係る経費に対して助成します。

対象者

営農6～10年目の新規就農者で、市の就農計画の認定を受けた者等

対象事業／対象経費

農業経営の規模拡大を図るための機械設備等の導入費
新分野導入やブランド化の費用等

補助率(上限など)

- ◆対象経費の50%以内
(国及び道の助成を受ける場合は30%以内、千円未満切り捨て)
- ◆累計限度額200万円
(5年度以内)

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。

農業経営改善資金利子補給金

概要

『旭川市農業農村振興条例』に基づく利子補給です。
融資機関に利子補給金を交付することで、農業者等の金利負担の軽減を図っています。

対象者

市内の農業協同組合

対象事業／対象経費

融資機関が貸付けた当該
資金で、市が利子補給を承
認したもの。

補助率(上限など)

補給利率は毎年度見直し
(条例施行規則を改正)

その他

融資を受ける農業者向けの説明がHPにあります。
(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/504/p005469.html>)

連絡先 農政課 経営支援係 電話 0166-25-7417 メール nousei@city.asahikawa.lg.jp

全道JA統一要綱資金利子補給金

概要

JA後継者応援資金, JA中核農業者応援資金, JA担い手経営対策資金, JA農業経営緊急支援資金, JA農業経営サポートローンの6資金を融資したJAに対して利子補給することで融資の債務保証を受けることができるため, このことで農業者の経営に必要な資金が円滑に融通されるようにします。

対象者

市内の農業協同組合

対象事業／対象経費

当該資金の貸付残高

補助率(上限など)

- ◆利子補給率 0.01%
- ◆利子補給期間 10年以内

その他

北海道信用農業協同組合連合会が創設した「JA統一要綱資金」のうち, 償還圧縮(負債整理)を目的とした資金及び災害時の対応のための資金。これまで事業実績はありません。

中山間地域等直接支払交付金

概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象者

地域振興立法指定地域、指定棚田地域、道知事が認めた特認地域における集落協定を締結した集落

対象事業／対象経費

- ①農業生産活動等を継続するための活動
- ②体制整備のための前向きな活動

補助率(上限など)

対象農用地の面積に地目及び傾斜に応じた交付単価を乗じた額
例 田:1/20以上,
@21千円/10a

その他

本市においては、平成13年から東鷹栖集落が、令和元年から東旭川集落が実施しています。

経営体育成支援事業補助金

概要

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が、農業経営の発展、改善を目的として、主に金融機関からの融資を活用して農業用機械等の導入を行う場合、融資残の範囲、かつ、事業ごとに定められた補助率で、補助金を交付します。

対象者

人・農地プランに位置付けられた中心経営体

対象事業／対象経費

農業経営の発展、改善を目的として、主に金融機関からの融資を活用して農業用機械等を導入する経費

補助率(上限など)

- ◆強い農業・担い手づくり総合支援事業 30%以内
- ◆担い手確保・経営強化支援事業 50%以内

その他

本事業は地区ごとに事業計画が採択される仕組みとなっており、国による要望調査で要望を上げた地区の取組をポイント化し、一定の点数以上の地区に対し、国から補助金が配分されます。

農業ヘルパー確保支援事業補助金

概要

農業分野における人材の確保・育成により労働力不足の解消を図ることで、産地の維持・発展や意欲ある農家の規模拡大を促進するため、農業団体が実施する「農業ヘルパー制度」における農業ヘルパーの確保に必要な経費に対し、補助金を交付します。

対象者

無料職業紹介所の届出を
受理されている市内の農
業協同組合

対象事業／対象経費

- ・宣伝、広告に要する経費
(振込手数料を含む)
- ・募集フェア等への出展に
要する経費(振込手数料を
含む)

補助率(上限など)

- ◆対象経費の50%以内
(千円未満切り捨て)

その他

環境保全型農業直接支払交付金

概要

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援します。

対象者

農業者等の組織する団体
※団体構成員(農業者)の要件は
下記「その他」参照

対象事業／対象経費

化学肥料・化学合成農薬の
使用を慣行レベルから5割
以上低減する取組と合わ
せて行う対象取組(有機農
業、リビングマルチ等)

補助率(上限など)

取組面積に以下の交付単
価を乗じて得た金額
有機農業(加算あり):14,000円/10a
有機農業(加算なし):12,000円/10a
リビングマルチ:5,400円/10a
地域特認取組:4,000~8,000円/10a
(都道府県ごとに設定)

その他

事前に事業計画、営農活動計画書を市に提出し、認定される必要があります。

構成員の要件 ①主作物について販売することを目的に生産を行うこと

②国際水準GAPに取り組むこと(注:GAPの第3者認証取得を求めるものではありません。)

③環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

連絡先 農業振興課 園芸係 電話 0166-25-7438 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

旭川野菜花き生産拡大事業費助成金 (野菜・花き等生産者育成対策事業)

概要

生産組織が実施する研修活動, 先進地調査, 市場等ニーズ調査, 残留農薬検査などの生産者育成活動を支援します。

対象者

旭川青果物生産出荷協議会

対象事業／対象経費

- ①生産技術研修事業
- ②優良事例等調査研究事業
- ③銘柄確立対策, 消費拡大, 宣伝, 事業

補助率(上限など)

補助対象経費の1/5以内

その他

旭川市果樹協会補助金

概要

旭川産果樹の振興及び生産者の地位向上を目的とし、旭川市果樹協会が実施する各種研修会や共同防除対策などの取組や特色ある旭川市果樹の発信と宣伝に係る取組を支援します。

対象者

旭川市果樹協会

対象事業／対象経費

- ①各種研修会や共同防除対策など協会の運営や取組に要する事業費
- ②旭川産果樹を発信，宣伝し，消費者への普及を図る事業費

補助率(上限など)

補助対象経費の1／2以内

その他

加工・販売施設 整備 等支援事業

概要

農業生産振興及び農業経営の安定を図ることを目的とし、農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備、農畜産物販売施設の整備、又は新商品の開発や市場開拓に係る経費を補助します。

対象者

- (1) 農業者
 - (2) 農地所有適格法人
 - (3) 複数の農業者で構成する団体
 - (4) 上記1～3と実需者との連携体
 - (5) 市内を管轄する農業協同組合
- ※(4)は商品開発支援事業のみ対象

対象事業／対象経費

- (1)加工・販売施設整備事業(新型コロナウイルス感染症対策):
農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備,農畜産物販売施設(直売所,飲食施設)の整備実施する農物
- (2)商品開発支援事業:
農業者が自ら生産した農畜産物を活用して,自ら又は商工業者・流通業者(以下,実需者)と連携して取り組む,①新商品の開発,②新商品の市場開拓

補助率(上限など)

- (1)加工・販売施設整備事業:
事業費の1/2以内,補助額上限200万円
- (2)商品開発支援事業:
事業費の1/2以内,補助額上限10万円

その他

令和3年度加工・販売施設整備事業については、4/20～12/22を募集期間とし、補助金申請者に対してはヒアリングを実施の上、有識者等の意見を参考に補助交付の可否を決定します。

市場開拓等事業

概要

旭川産農産物の付加価値向上や流通拡大を図るため、出荷団体が実施するPR活動、販路拡大等に係る取組を支援します。

対象者

旭川青果物出荷組合連合会

対象事業／対象経費

実需・教育機関等と連携して行う販路拡大やPR事業の広告費・旅費・フェア開催経費等

補助率(上限など)

補助対象経費の2/5以内

その他

旭川市経営所得安定対策等推進事業費補助金

概要

経営所得安定対策等の実施に必要なとなる推進活動のうち、地域段階における事業実施主体である旭川市農業再生協議会が行う推進活動や要件確認等に必要なとなる経費を助成します。

対象者

旭川市農業再生協議会

対象事業／対象経費

謝金, 旅費, 事務等経費,
委託費

補助率(上限など)

◆実費

その他

耐久性・生産効率向上支援事業補助金

概要

野菜生産の現場においては、ハウス老朽化などの課題がある中で、新たに耐久性や作業効率性の高いハウスの整備を進めることで、産地としての生産性を高めるとともに災害等の影響を受けにくい安定生産可能な体制づくりを支援します。

対象者

施設園芸品目の維持・拡大をしようとしている生産者

対象事業／対象経費

耐久性・作業効率の高いハウスの導入・建替え

補助率(上限など)

補助対象経費の1/2以内

その他

旭川青果物生産出荷協議会又は東神楽蔬菜研究会を通じた申請が必要です。

連絡先 農業振興課 園芸係 電話 0166-25-7438 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

水稻育苗後ハウス利用推進事業

概要

農業協同組合が実施する、水稻育苗後ハウスを利用した養液栽培システム導入事業に係る経費の一部を補助します。

対象者

市内農業協同組合

対象事業／対象経費

施設園芸品目の栽培を目的に、水稻育苗後ハウスに導入する養液栽培システム一式（液肥混入機・灌水資材、栽培容器・隔離床栽培用栽培土など）

補助率（上限など）

補助対象経費の1／2以内、補助額上限100万円

その他

連絡先 農業振興課 園芸係 電話 0166-25-7438 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

冬期野菜栽培普及推進事業

概要

冬期野菜栽培用ビニールハウスの強靱化・多重構造化に係る経費の一部を補助します。

対象者

市内農業者

対象事業／対象経費

- ・ハウスの強靱化に用いる資材等の購入費, 加工費及び取付工事費
- ・ハウス本体の多重構造化に用いる資材等の購入費, 加工費及び取付工事費

補助率(上限など)

補助対象経費の1/2以内,
補助額上限5万円

その他

【募集期間】令和3年4月19日(月)～6月18日(金)

【審査方法】加点方式による審査を行い, 得点が高い方から優先的に補助金を交付します。

連絡先 農業振興課 園芸係 電話 0166-25-7438 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

旭川産農産物PR支援事業

概要

市内外における旭川産農産物の認知度向上や、市内食品事業者等とのマッチングによる地域内循環の促進、流通拡大に繋げる取組を支援します。

対象者

旭川市営農改善推進協議会

対象事業／対象経費

旭川産農産物のPRを行うことで旭川産農産物の認知度を高め新規販路開拓・需要拡大を図るための広報費・旅費・イベント開催経費等

補助率(上限など)

補助対象経費の1／2以内

その他

連絡先 農業振興課 園芸係 電話 0166-25-7438 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

生産基盤改善促進事業助成金

概要

暗渠排水及び除レキと畦畔撤去・均平による農地の拡大化などの区画整理を支援します。

対象者

賃借地で耕作している認定
農業者及び自作地、賃借
地で耕作している小規模農
家

対象事業／対象経費

- ・暗渠排水整備
- ・除レキ
- ・区画整理

補助率(上限など)

事業費の1/2または助成対
象面積10アールあたり
50,000円を乗じた額のいず
れか低い額

その他

本事業の事業主体は、市内4農協(JAあさひかわ, JA東旭川, JA東神楽, JAたいせつ)となりますので、ご希望者は各農協へご相談ください。

中心経営体農地集積促進事業補助金

概要

基盤整備の農家負担について特例的な軽減措置を講ずる農業競争力基盤強化特別対策事業に、国費を導入することで、農家負担軽減対策を着実に実施しています。

対象者

土地改良区等

対象事業／対象経費

北海道営農地整備事業経営体育成型実施地区において行う中心経営体農地集積促進事業

補助率(上限など)

事業費に集積目標率に応じた促進費助成割合を乗じた額

その他

連絡先 農林整備課 事業係 電話 0166-25-7459 メール nourinseibi@city.asahikawa.lg.jp

国営造成施設管理体制整備促進事業補助金

概要

農業水利施設の有する多面的機能の発揮についての的確な管理体制を図るため、国営造成施設を維持管理する土地改良区等に対し経費を補助します。

対象者

土地改良区等

対象事業／対象経費

①多面的機能の発揮に相当する経費 ②高度な管理業務の増加に要する経費 ③予防的な保全対策又は省エネルギー化対策の実施に要する経費 ④集中豪雨等の発生頻度の増加に対応した地域防災体制の整備に必要となる経費

補助率(上限など)

①多面的経費 37.5%以内
②高度化経費 100%以内
③予防保全・省エネルギー化経費 100%以内
④地域防災経費 100%以内

その他

連絡先 農林整備課 事業係 電話 0166-25-7459 メール nourinseibi@city.asahikawa.lg.jp

農業用水利施設維持管理事業補助金

概要

土地改良区及び受益農家の経営安定と生産性向上を図るため、江丹別ダムの維持管理に係る経費を補助します。

対象者

江丹別ダムを管理している
土地改良区

対象事業／対象経費

江丹別ダムの維持管理に
要した経費

補助率(上限など)

補助対象経費の87%以内
(限度額1,300千円)

その他

連絡先 農林整備課 事業係 電話 0166-25-7459 メール nourinseibi@city.asahikawa.lg.jp

多面的機能支払交付金

概要

農業・農村地域の農業資源（農地，用排水路，農道，ため池など）の基礎的な保全活動や環境保全活動を支援します。

対象者

農振農用地区域の住民，
農業者などで構成する活
動組織

対象事業／対象経費

・農地，農業用排水路，農
道，ため池などの保全活動
や環境保全活動など。

補助率（上限など）

活動エリアにある田，畑等
の面積に交付単価を乗じ
た額。

その他

- ・市内において既に20活動組織が活動されています。
- ・新たに活動組織を創設するときは，ご相談ください。

豊かな森づくり推進事業補助金

概要

本市において国庫補助事業で施行した造林事業に対して、森林所有者の負担軽減のため、市及び道が一体となって支援します。

対象者

本市において、国庫補助事業で造林事業を実施した森林所有者

対象事業／対象経費

国庫補助事業で実施した造林

補助率(上限など)

補助事業費の26%
(道16%, 市10%)

その他

旭川市森林経営計画に参加している森林が国庫補助事業(造林)の対象となります。詳細は、旭川市森林組合(0166-36-4268)にお問い合わせください。

私有林整備促進のための普及啓発活動支援補助金

概要

旭川市管内の私有林整備促進のために、未利用間伐材などの利活用の促進を目的に市民を対象とした講習会等の開催を支援します。

対象者

市内に活動拠点を置き、過去2年以上の活動実績を有し、団体責任者、会計、監査が設置されている団体

対象事業／対象経費

市民を対象とする講習会等

補助率(上限など)

事業に要した経費の1/2以内で予算の範囲内。ただし、飲食費、交際費は対象となりません。

その他

民有林等活性化推進事業補助金

概要

旭川市管内の私有林の適切な整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進める事業を支援します。

対象者

旭川市森林組合ほか

対象事業／対象経費

- ①森林整備事業
- ②森林整備促進奨励事業
- ③林業専用道等維持管理事業

補助率(上限など)

- ①事業費の68%以内
 - ②事業費の1/3以内
 - ③事業費の1/2以内
- いずれも予算の範囲内

その他

林業担い手確保・育成支援補助金

概要

旭川市管内の森林整備の促進のため、林業機械等を導入する経費を支援します。

対象者

北海道林業事業体登録制度の登録事業者で市内に本社を有する林業事業体ほか

対象事業／対象経費

- ①大型林業機械(1台当たり400万円を超える機械)
- ②中型林業機械(1台当たり60万円から400万円までの機械)
- ③小型林業機械(1台当たり30万円から60万円までの機械)

補助率(上限など)

- ①事業費の1/2以内(上限1,000万円)
 - ②事業費の1/2以内(上限200万円)
 - ③事業費の1/3以内(上限20万円)
- いずれも予算の範囲内

その他

区分に応じて交付要件が異なりますので、事前にお問い合わせください。

林業・木材産業構造改革事業補助金

概要

林野庁の補助事業である林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用して高性能林業機械等を導入する場合に対して支援します。

対象者

- ①北海道知事が選定した北海道育成経営体等
- ②森林組合, 林業者等の組織する団体及び民間事業者等

対象事業／対象経費

- ①高性能林業機械等の整備
- ②木質バイオマス利用促進施設の整備ほか

補助率(上限など)

- ①事業費の1/3以内
- ②事業費の1/2以内
いずれも予算の範囲内

その他

区分に応じて交付要件が異なりますので, 事前にお問い合わせください。